（厚生労働省組織規則の一部改正）

第四条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（健康福祉部の所掌事務） **第七百七条**　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二の二の二　（略） 二の二の三　再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物等の製造の許可及び同法第四十条第一項の規定による特定細胞加工物等の製造をする者の監督に関すること。 二の三～八十三　（略） （医事課の所掌事務） **第七百十四条**　北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局の医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二の二の二　（略） 二の二の三　再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物等の製造の許可及び再生医療等安全性確保法第四十条第一項の規定による特定細胞加工物等の製造の届出並びに特定細胞加工物等の製造をする者の監督に関すること。 二の三～十八　（略） 2　関東信越厚生局及び近畿厚生局の医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物等の製造の許可及び再生医療等安全性確保法第四十条第一項の規定による特定細胞加工物等の製造の届出並びに特定細胞加工物等の製造をする者の監督に関すること。 六～二十一　（略）	（健康福祉部の所掌事務） **第七百七条**　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二の二の二　（略） 二の二の三　再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の許可及び同法第四十条第一項の規定による特定細胞加工物の製造をする者の監督に関すること。 二の三～八十三　（略） （医事課の所掌事務） **第七百十四条**　北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局の医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二の二の二　（略） 二の二の三　再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の許可及び再生医療等安全性確保法第四十条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の届出並びに特定細胞加工物の製造をする者の監督に関すること。 二の三～十八　（略） 2　関東信越厚生局及び近畿厚生局の医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の許可及び再生医療等安全性確保法第四十条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の届出並びに特定細胞加工物の製造をする者の監督に関すること。 六～二十一　（略）

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第五条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

改正後		
（略）	（略）	
再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百十号）	（略）	
	第九十六条の規定による特定細胞加工物等標準書の保管	（略）
（略）	（略）	

改正前		
（略）	（略）	
再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百十号）	（略）	
	第九十六条の規定による特定細胞加工物標準書の保管	（略）
（略）	（略）	

表二　（略）

表二　（略）